

1. 計画策定の目的等

(1) 計画策定の背景と目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)」が制定されました。平成18年1月には、国及び地方公共団体による計画的な耐震化の推進や建築物に対する指導等の強化を定めた法改正とともに、住宅・建築物の耐震化率の目標等を定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修を図るための基本的な方針(以下「基本的な方針」という。」が示されました。

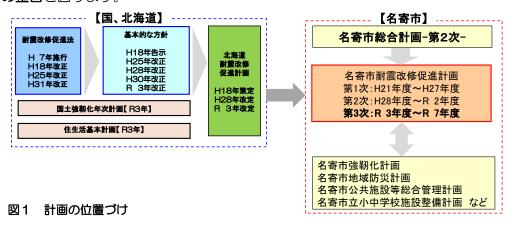
これを受けて、北海道では平成18年12月に北海道耐震改修促進計画を策定し、名寄市においても平成20年に名寄市耐震改修促進計画、平成28年には第2次名寄市耐震改修促進計画を策定し、住宅・建築物等の耐震化の促進に取り組んできました。

また、全国各地で大地震が頻発し、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっており、特に発生の切迫性が指摘されている南海トラフの巨大地震は東日本大震災を上回る被害が想定されるなど、地震対策が喫緊の課題となっています。

こうした状況や、耐震改修促進法及び基本的な方針の改正、北海道耐震改修促進計画の改定などを踏まえて、名寄市において引き続き、住宅・建築物の耐震性の向上を図ることにより、地震による住宅・建築物の倒壊被害から、市民の生命及び財産に対する被害を未然に防止することを目的として、第3次名寄市耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づいて定めるものであり、**基本的な方針や耐震改修促進法、** 北海道耐震改修促進計画を踏まえるとともに、上位計画となる名寄市総合計画、防災、公共施設整備などの 関連計画との整合を図ります。



(3) 計画期間

北海道耐震改修促進計画との整合を図るため、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを適宜行います。

2. 名寄市で想定される地震による被害状況

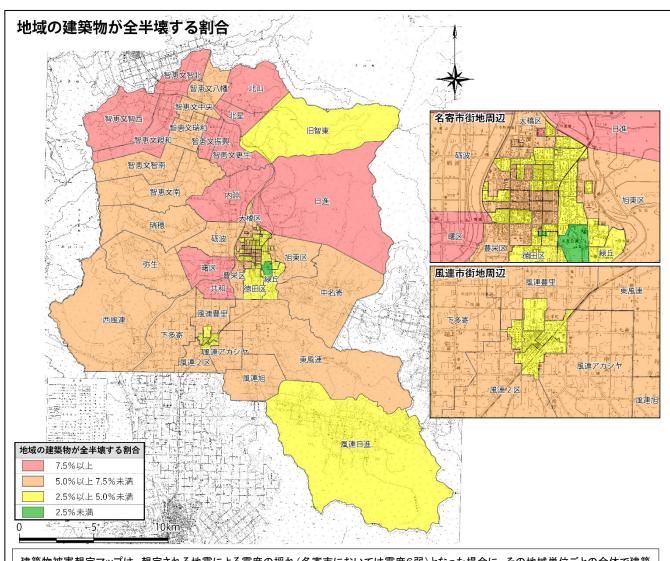
(1) 名寄市で想定される地震

被害想定を行う地震として、北海道で選定している24地震54断層モデルと、中央防災会議において公表されている「全国どこでも起こりうる直下の地震(地震に対応する活断層が地表で認められていない場所で起こることが想定される地震)」から、市内のいずれの地域でも計測震度が最も大きくなる「全国どこでも起こりうる直下の地震」を設定します。

(2) 想定される地震による被害予測

名寄市において想定される地震での建築物被害は、10,870棟のうち全壊棟数が68棟(0.6%)、 半壊棟数が474棟(4.4%)、全半壊棟数(全壊と半壊の合計)が542棟(5.0%)と想定されます。 地域別の建築物全半壊率は、多くの地域で5%以上の被害率となり、一部地域で最大12%程度となります。

なお、この建築物被害は地震の揺れによる被害を示したもので、火災や液状化などに起因する被害は含まれていません。



建築物被害想定マップは、想定される地震による震度の揺れ(名寄市においては震度6弱)となった場合に、その地域単位ごとの全体で建築物被害がどの程度生じるかの評価をあらわしています。また、昭和56年以前に建築された建築物が多い地域は、一般的に建築物被害率の数値が大きくなります。

図2 建築物被害想定マップ(全半壊)

3. 住宅・建築物の耐震化に係る現状・目標

(1) 住宅の耐震化の現状と目標

【現 状】

令和2年度の耐震化率は、79.4%(市有: 97.0%、市有以外: 78.3%)で平成27年度と比較して8.7%増加しています。

【耐震化の目標】

北海道の目標を勘案して、**令和7年度までに耐震 化率を95%とします。**

この目標を達成するためには、今後、1,478戸 (年間296戸)の耐震化が必要となります。

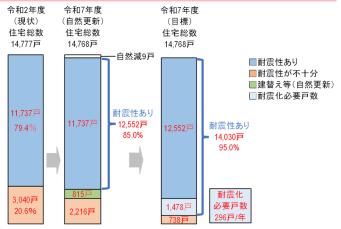


図3 住宅の耐震化率の現状と目標

(2) 特定既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第14条)の耐震化の現状と目標

①多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条第1号)

【今後の方針】 重要性の高い耐震診断義務付け建築物の耐震化に、重点的に取り組むこととして、多数の者が利用する建築物(以下、「多数利用建築物」という。)における具体的な目標の設定は行いませんが、以下の方針に基づき、引き続き耐震化の促進に努めます。

	市有	平常時の利用者の安全確保のほか、災害時の機能確保のため、早急に耐震化を進める必要	
		有	があります。関連計画における事業の位置づけや、劣化度、財政状況を考慮しながら、計画
			的に耐震化の促進に努めます。
	市有以外	¥ .	所管行政庁である北海道と連携して、所有者に対して耐震化に係る情報提供等を行いなが
		ら、耐震化の促進に努めます。	

②危険物貯蔵等建築物(耐震改修促進法第14条第2号)

【現 状】 旧耐震基準の建築物が1棟あります。

【今後の方針】 耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するために必要があると認めるとき、**所有者** に対し、必要な指導・助言を行います。

③通行障害建築物(耐震改修促進法第14条第3号)

【現 状】 旧耐震基準の建築物が3棟あります。

【今後の方針】 北海道と連携して、耐震診断及び耐震改修が行われるよう、**所有者に対し、必要な指導・助言**を行います。

(3) 耐震診断義務付け建築物(耐震改修促進法附則第3条)の耐震化の現状と目標

【現 状】 名寄中学校、名寄東中学校の2棟について耐震性が不十分な状況にあります。

【耐震化の目標】 国・北海道の目標を勘案して、令和7年度までに耐震性の不十分な建築物をおおむね 解消することに努めます。

4. 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

(1) 耐震化を進められる環境・体制づくり

- ◆耐震化促進のための環境整備(相談窓口の整備、技術者情報の提供、民間事業者、自治会等との連携)
- ◆名寄市が所有する多数利用建築物の計画的な耐震化の促進(各種計画・関係部局との連携)
- ◆民間事業者等が所有する多数利用建築物の耐震化の促進(情報提供、北海道と連携した指導・助言)
- ◆住宅の耐震化の促進 (無料簡易耐震診断の実施、耐震診断費用・耐震改修費用の補助等)
- ◆地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の推進 (道路指定、通行障害建築物の指導等)

(2) 地震に対する安全性の向上に関する啓発・知識の普及

- ◆地震防災マップによる防災意識の向上
- ◆耐震化に関する情報提供及び普及啓発 (パンフレット・ホームページの充実等)
- ◆市民向けのセミナー、出前講座等の開催
- ◆学校教育における防災教育

(3) 安全対策の促進

- ◆非構造部材等の安全対策の促進 (窓が ラス等の落下防止、天井の脱落防止、エレベーター内の閉じ込め防止)
- ◆その他の安全対策の促進 (がけ地の防災対策、ブロック塀等の倒壊防止、家具等転倒防止)

5. 法律に基づく指導・勧告・命令等

所管行政庁(名寄市においては、名寄市と北海道)は、建築物の所有者に対して耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言、指示等を行います。建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、建築基準法に基づく勧告または命令を行います。

また、名寄市は実施方法等について、他の所管行政庁と連携を図りながら、指導等を進めていきます。

6. 計画の推進に関する事項

住宅・建築物の耐震化を進めるにあたっては、市民 (住宅・建築物所有者)が主役となって建築関係民間事 業者の技術的な支援のもと、自らの生命・財産を自ら守 るべく所有する住宅・建築物の耐震化の促進に努める こととします。

名寄市は、身近な基礎自治体として、国や北海道との 連携を図りつつ、市民や建築関係民間事業者による耐 震化の取り組みを支援します。

また、本計画の推進にあたっては、名寄市の関係各部 局が連携して取り組んでいきます。

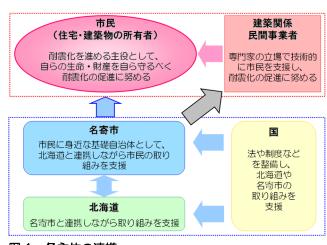


図4 各主体の連携